

30 会 監 第 142 号

平成30年 8 月 7 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見書について

会津若松市監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第 10 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第 4 審査の主な実施内容

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 5 審査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成 30 年 7 月 12 日～平成 30 年 8 月 7 日

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率

（単位：％）

項 目	本市の数値		法に定める基準 （平成 29 年度）	
	平成 29 年度 決算	平成 28 年度 決算	早期健全化基 準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.88	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.88	30.00
実質公債費比率	7.3	8.8	25.0	35.0
将来負担比率	31.7	30.3	350.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 29 年度 決算	平成 28 年度 決算	経営健全化基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市湊町簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市西田面簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	0.1	20.0
会津若松市下水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市個別生活排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない箇所については、「—」で表示される。

第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を必要とする状態にはない。

本市では、健全化判断比率等の公表が始まった平成 20 年度（平成 19 年度決算）以降、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においてプラスの数値が発生したことはない。

実質公債費比率については、平成 19 年度決算で 19.1%を示していたが、毎年比率の逡減を続け、平成 29 年度決算では 7.3%となっている。

同様に、平成 19 年度決算で 149.5%を示していた将来負担比率は、平成 29 年度決算では 31.7%と前年度より 1.4 ポイント増加したものの、着実に改善している。

本市の比率はいずれも健全段階にあるが、将来の施設整備等を見据え、健全な財政運営、企業経営が確立されるよう要望するものである。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

ア 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計（一般会計及び扇町土地区画整理事業特別

会計)を対象に算定するものであり、ここで生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。平成29年度の決算では平成28年度と同様、実質収支額が黒字であるため実質赤字額はなかった。実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の11.88%を下回っており、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、市の全会計(普通会計及び水道事業会計を含む全特別会計)の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。平成29年度の決算では、すべての会計は実質黒字額(又は資金剰余額)となっており、それらを合算した結果、平成28年度と同様、連結実質赤字額はなかった。連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の16.88%を下回っており、本市財政の健全化に問題は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金の当該年度の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。その値は3箇年の平均値である。平成29年度のそれは7.3%となっており、平成28年度の8.8%と比較すると1.5ポイント改善した。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。平成29年度のそれは31.7%となっており、平成28年度の30.3%と比較すると1.4ポイント増加した。これは、比率の算定要素である地方債の現在高の増加及び充当可能基金の減少等によるものである。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

イ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計(具体的には前記イ表に掲げられた特別会計)ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。平成29年度は、全ての会計において資金不足額が生じることはなかった。資金不足比率はマイナスとなっており、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な経営がなされている。